



ここが聞きたい!! 一般質問

皆様の生活にかかわる大切な内容について、

市議会議員が市に対して質問を行います。
12月定例会では、13人の議員が一般質問を行いました。

(令和3年12月8日～10日実施)

◆質問事項はどうしているの？

質問事項については、議員個人が日々の活動の中で収集した情報や問題意識を、市の一般事務の範囲内において議員個人が自由に決め、市の見解を求めます。

◆質問の時間は？

12月定例会においては、新型コロナウイルス感染症による対策の一環として、議員1人あたりの時間（答弁含む）を60分として質問を行いました。

また、茨城県守谷市では、台風による内水氾濫が発生し、この教訓を生かすため、本年の6月より下水道管内の水位データを可視化する実証実験に取り組んでいるとのことである。

●阿部竜一議員
本市は、ポンプの増設や公共施設の雨水対策など、水害対策に努力しているが、近年、想定を上回るゲリラ豪雨などが各地で発生し、市内で内水氾濫のリスクはまだあるものと考ええる。そうした中、IoTを活用して下水道内の水管理を試みる自治体がある。横浜市では、4か所のマンホールに水位計を設置し、管内の水位を観測し、水位情報を市のホームページで連動したイラストで表示し、地表付近まで上昇すると「越水のおそれあり」と赤く表示して市民に注意を促し、止水板の設置の判断など水防活動に役立てている。

●上下水道部長
本市のポンプ場や排水機場では、遠方監視システムにより、河川側の外水位と市街地側の内水位を監視するとともに、水位の上昇によりポンプやゲートの稼働を自動運転しているほか、志木中継ポンプ場から遠隔操作での稼働も行っている。

下水道の可視化について



阿部 竜一
公明党

現在、本市でも、市内のポンプ場や排水機場の水位などについては、常時監視できていることは承知しているが、豪雨などの際に、マンホールから雨水が噴き出すおそれのある場所や、道路冠水のおそれのある場所などでIoT技術を活用して職員が的確に水位情報を把握し、被害を未然に防ぐことができるよう、下水道管の可視化を推進することができないか伺う。

●その他の質問項目
近年、局地的に降る大雨による浸水被害が頻発する中、さらなる雨水対策の加速化が必要となっていることから、基礎データの収集などにより、雨水の管理方針を定めるとともに、遠方監視システムの更新と併せ、下水道の可視化に効果的な手法を研究していく。

●障がいをお持ちの方へのワクチン接種について
●投票用紙交付時の説明の誤りについて



天田 いづみ
リベラル市民21

コロナ禍における子育て 家庭への支援について

◎天田いづみ議員

コロナ禍において、通常と状況が変わったことに伴う児童虐待について、感染拡大防止に伴う休校や外出自粛などで、自宅で親子が過ごす時間が増えたことが影響したと考えられるということであるが、志木市における児童相談の現状はどうか。

また、令和元年度から令和3年度の相談件数や内容及び傾向、そしてその対応や課題について伺う。

◎子ども・健康部長

近年の児童相談で対応した児童数、実人数で令和元年度が332人、令和2年度が303人である。延べ人数では、令和元年度の1438人に対し、令和2年度は2972人と倍増しており、令和2年度は1ケースに対する支援回数が増加している。

また令和3年度は、11月30日現在の

実人数が199人、延べ人数は1838人である。

令和2年度の相談内容については、全体の約65%が児童虐待に関するものであり、虐待の内容としては「夫婦げんかや子どもを怒鳴るなどの心理的虐待」が虐待全体の約4割と最も多く、「育児放棄などのネグレクト及びたたく、殴る」などの身体的虐待がそれぞれ3割程度を占めている。

一方、虐待以外の相談では、「イライラする」等、母親自身のメンタルに関する内容が最も多い状況で、相談人数の増加やその内容から、コロナ禍による生活環境の変化に伴う影響があるものと認識している。

市では児童相談システムを活用し市内各関係所属と情報共有しながら、より早期の対応を図っている。

また、育児やしつけ、教育など、様々な相談に対応するための組織として、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度からの設置に向け、適切な支援体制が構築できるよう準備を進め、全ての子どもが家庭において心身ともに健康に養育されるよう、保護者も含めしっかりと支援していく。

その他の質問項目

●新型コロナウイルス感染症に関わる在宅療養者の支援について

●河川管理について

●学校教育について



今村 弘志
公明党

教育施策について

◎今村弘志議員

現地を実際に訪問して学ぶ留学は、授業時間以外での交流や課外活動を通して多様な人材の構築、現地での生活による経験など様々な体験を通じなければ得られないが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外の人々と交流する機会は少なくなっている。

一方で、コロナ禍においてオンライン教育のメリットが再認識され、2020年度以降、学校の授業や仕事の会議など、様々なことがオンラインでできるようになった今、国際交流を遠隔で行う学校もある。

現在、本市においてもGIGAスクール構想の推進によって、小中学校に1人1台のタブレットが導入されているが、それを活用して、児童・生徒たちが海外の同年代の子どもたちと意見交換し、多様な価値観に触れ、海外や自国に対してより広い視野を持つ

きっかけとなることを目指して、海外の都市の子どもたちと国際交流の拡充を進めてみてはどうかご所見を伺う。

◎教育長

国際化の進展に伴い、学校教育の様々な場面を通して、児童・生徒が自国の文化や海外の異文化を理解し、お互いを認め合いながら共に生きていくとする姿勢を育成することが大切であると認識している。

小中学校では、外国語科の授業を中心に国際理解に関する体験的な学習活動を進めるとともに、他教科においても、児童・生徒や学校の実態に応じて国際理解教育を実施している。また、教育委員会としても、児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末を活用した双方向性のオンライン学習を促進している。実際に、市内の学校において、海外とオンラインでつながり交流した取組が行われている。

今後においても、児童・生徒が国際理解を深めることとお互いの文化を尊重し合う態度を育てるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力の育成を目指すために、オンラインを活用した授業づくりについても推進していく。

その他の質問項目

●医療施策について

●マイナンバーカードについて



古谷 孝
NHKしき

NHK放送受信契約に関するトラブルについて

◎古谷孝議員

生活保護受給者には、NHK放送受信料を免除する規定が存在する。この受信料免除制度は、生活保護受給期間だけ受信料が免除され、生活保護が廃止になると通常どおり受信料が課される。しかし、この生活保護廃止後のNHKとの契約について、福祉事務所から十分な説明がなされず、よく分からないまま申請してしまったというトラブルが発生している。

この申請書には、小さな文字で放送法放送受信規約により放送受信契約を締結しますとの文章があり、この受信料免除申請書が受信契約を兼ねているためにトラブルが多発している。

春日部市等では、この免除申請が受信契約を兼ねないように、契約に当たる部分に二重線を引いて受信料免除申請手続きを取り扱っており、新宿区においても同様の取扱いを行うとの議会

答弁があった。また、船橋市ではこの申請書の取扱を中止して、生活保護証明書を発行するにとどめるようにした。

いくつかの自治体では、トラブルを招かないよう独自に取扱を変更する取組が行われているが、本市において、受信料免除申請のトラブルや誤解を防止するため、免除申請書の取扱を中止し、生活保護証明書の発行にとどめることは可能か、ご所見を伺う。

◎福祉部長

NHK放送受信料は、生活保護受給者は全額免除の対象になる旨を保護開始決定時に案内している。免除は放送受信契約が前提になることや、免除事由の確認調査で生活保護が継続していない場合には免除の適用が終了すること等を事前に説明し、放送受信料免除申請書を交付し、生活保護受給者の意思に基づき、免除申請が行われている。

本市では、生活保護の廃止に伴う放送受信料に係るトラブルは発生していないが、トラブルを未然に防止するため、口頭での説明に加え、放送受信料の免除申請についての留意点をまとめた文書を作成し、放送受信料免除の案内の際に配付をしていく。

その他の質問項目

●バリアフリーに向けての本市の取組について

●新型コロナウイルス感染症対策について



西川 和男
公明党

福祉タクシー利用券の利用緩和について

◎西川和男議員

福祉タクシー利用券は、在宅で重度の障がいを持つ方で、一定の基準を満たす方に各地方自治体から交付されている。

本市でも、重度障がいがある方々の社会参加など、生活圏の拡大及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、1年間24枚が交付されている。

福祉タクシー利用券の利用については、乗車1回につき初乗り運賃分1枚のみの利用となっており、不足する分については自己負担となっているのが現状である。

そのような中、利用者には、この利用券を複数利用できないかとの声がある。

県内どこでも利用できることから、様々な関係機関との協議も必要であるが、今後、協議の場で利用者の負担軽減につながる複数利用について早急な

見直しをぜひ検討いただけるようお願いしたいが、個別の利用状況も併せて伺う。

◎福祉部長

福祉タクシー券の利用については、障がいがある方の社会参加の促進と経済的負担の軽減を目的として行っているものであり、令和2年度の福祉タクシー券の配付人数は322人となっている。

この福祉タクシー券は、市単独事業ではあるが、埼玉県内全ての市町村で同様の事業を実施しており、いずれも県が事務局を務め、各市町村とタクシー事業者の代表によって構成される福祉タクシー運営協議会での協議結果に基づき、初乗り運賃分の助成を行っている。

このため、本市独自に運用を変更することは困難であるが、現在、福祉タクシー運営協議会において、利用者のさらなる利便性の向上を目指し、タクシー券の複数枚利用に関する協議を進めているところであり、本市においても、その協議結果を踏まえながら対応していく。

その他の質問項目

●教育施策について

●行政施策について



吉澤 富美夫
しきの会

秋ヶ瀬運動施設整備について

◎吉澤富美夫議員

秋ヶ瀬運動施設には仮設タイプのトイレが設置されているが、利用者からは暗い、汚い、臭い、和式型で子どもがトイレの使い方が分からない、また、目隠しもないことで利用状況が丸見えでも使用できない、もっと清潔なトイレを設置できないかという意見がある。男性でも使用を躊躇(ちゅうちゅう)するようなトイレで、女性ならなおさら使用したくないと思う。

現在設置してあるトイレを、今と同じような仮設トイレに交換するだけではなく、環境に優しい水洗トイレに切り替えることはできないか。多くの方に秋ヶ瀬運動施設を利用していただくためにも、清潔なトイレは必要不可欠だと考えるがご所見を伺う。

また、9月定例会で河野芳徳議員から提案があったスケートパークの整備、バーベキュー場、ボール遊びがで

きるような広場など、多くの人たちが楽しめるような環境整備をさせていただけないか伺う。

◎教育政策部長

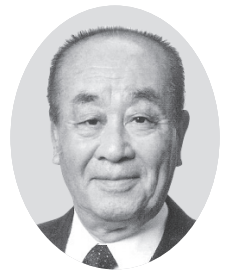
秋ヶ瀬運動公園内のトイレについては、適切な維持管理に努めているが、必ずしも良好な状態ではないことから、改善に向けて関係機関と調整を図るとともに、手洗い場についても、水の供給方法や設置場所などの課題を整理していく。

スケートパークやバーベキュー場等の整備は、秋ヶ瀬総合運動公園が荒川河川区域内にあり、工作物の設置等には治水及び利水上の規制があることなどから、関係機関との調整を引き続き行い、利用者の安全面や管理面での様々な課題を整理するとともに、市民ニーズの把握に努めていく。

秋ヶ瀬運動公園は荒川の堤外にあることから、様々な規制や課題があり、特に台風などの際は施設全体に被害を及ぼし、財政面での大きな影響が生じることも経験しているため、費用対効果も十分に見極めながら、引き続きよりよい環境整備に向けた議論を深めていく。

その他の質問項目

- マルイ8階の今後の活用方法について
- 市民投稿アプリの導入について



鈴木 潔
しきの会

排水機場施設の維持管理について

◎鈴木潔議員

本市は、位置、地質及び気象等の自然状況から、台風、豪雨、地震等の災害が発生しやすい地域である。

市で管理している排水機場等の設置状況はどのようになっているか。また、排水機場施設の維持管理業務や工事などを行っており、その年間のコストはどれくらいか伺います。

また、本市では、水害対策や予防保全の観点から排水機場などの雨水の内水排除を行う施設が多く整備されており、維持管理費が必要になると理解しているが、維持管理費の一般財源以外の財源収入についてはどのようにしているのか。また、新たな財源確保として国からの交付金をどう考えているのか、財政負担について伺う。

◎都市整備部長

排水機場は味場排水機場のほか3つ

の排水機場を設置しており、ポンプ場については谷津地調整池ポンプ場のほか1つのポンプ場を、また小ポンプ場として田子山下ポンプ場のほか4つの小ポンプ場を設置しており、合計11施設で水害時の内水排除を行っている。

令和2年度決算での業務内容については、排水機場等の施設の運転管理や保守点検、工事については、味場排水機場のポンプ等改修工事のほか、6件のポンプ改修などを実施した。また、年間の維持管理費については、毎年度連続して固定的に支出される経費として約6800万円、一時的に偶発的な行政需要に対応して支出される臨時的経費として約2億1000万円、合計2億7900万円の年間コストがかかっている。

維持管理費に伴う特定財源は、排水機場等施設の運転管理や保守点検等の経費において、朝霞市、新座市から維持管理費や工事費に対する負担金を財源としているほか、谷津地調整池ポンプ改修工事等の経費で、良質な起債である緊急自然災害防止対策債を活用している。

新たな財源確保については、水害を防止また軽減させるため、排水機場等における適正な運転や機能を維持していくためには、新たな財源を確保することが必要であると認識している。

今後、継続的に排水機場等施設の運転や機能を維持していくための財源として、国等の交付金を模索し、新たな財源確保に向け調査していく。



岩下 隆
しきの会

学校給食について

◎岩下隆議員

私は「市政の主役は市民です！」の合言葉に加え「好きです、志木市。まちづくり、人づくり」をスローガンにしながら、学校給食について、日本の食料自給率の食育や国産品を扱う取組について伺う。日本の食料自給率について、農林水産省の目標値ではカロリーベースで2017年度の37%から、2030年度に45%としている。これを踏まえ、本市の食育や給食献立は魅力の一つと考えるので、そのノウハウを明文化し、栄養教諭の異動や退職後もつなげていく仕組みはあるか。

また、本市の学校給食の特徴をホームページ等でもより発信していただければと考えるがご所見を伺う。

さらに、本市の給食における食材の国産率はどのようになっているか。そのため食材選びの方法と合わせて教えていただきたい。

◎教育政策部長

本市の学校給食は、全12校に1人ずつ栄養教諭や栄養職員を配置し、各校独自の献立作成および食育を行っている。献立については、化学調味料を使わないなど献立作成の方向性を定め、レシピを各校に周知し、ノウハウの共有を図っている。また、食育についても栄養教諭を中心に栄養バランスや食文化など食育授業や、学校農園での体験など様々な取組を行い、給食だよりや献立、季節の食材など食育につながる情報を各校のホームページに掲載し、食の大切さを啓発している。

埼玉県内の地場産物を使用している割合は、令和元年度の調査では22%、国内産の食材の使用割合は90%以上となっている。給食に使用する食材選定については栄養士研究協議会において、物資選定委員会を開催し、市内産、県内産を最優先に選定している。

今後においても、本市の学校給食が児童生徒にとって安全安心で、さらに食文化を学ぶ生きた教材となるよう情報発信とともに取り組んでいく。

その他の質問項目

●エンジョイ・ウォーカーブルなまちをめざして

●害虫・害獣対策について

●脱炭素への取組について

●産後うつや産後の育児環境に対応する取組について



与儀 大介
志士の会

志木市の人口増加のための取組について

◎与儀大介議員

志木市の人口は、年々微小ではあるが増加傾向にある。しかし、1世帯あたりの人数は毎年減少傾向にあるため、そのことについて、どのように考えているか伺う。

移住支援については、現在これを行っている自治体は過疎化してしまっており、苦肉の策としてこれを実施していると思うが、本市は東京圏であり、東京のメインシティの一つである池袋からもアクセスが良いまちである。今後自治体運営で力を入れなければいけないのは、税収の確保、そして税金のうまい使い方である。

税収を増やすといっても、ただ税率を上げて市民を圧迫しては意味がなく、自治体が今後考えなければならぬのは、税収を増やすために税金を使う投資的な観点と考える。

救済措置などに税金を使うことも自

治体の使命ではあると考えるが、税収を増やすために税金をどう使うのかということを考えるのも自治体の役割と考えるがご所見を伺う。

◎市長公室長

本市の人口は全国的に人口が減少する中、総人口は微増ではあるが増加傾向を維持している。

一方、64歳以下の年少人口と生産年齢人口の割合が減少傾向であり、高齢人口の割合が増加していることや、1世帯あたりの人口が減少し、本市も少子高齢化や核家族化が進行しているため、人口課題の解決に資する様々な施策を展開している。

具体的な取組として、保育定員の確保などによる子育て支援の推進、きめ細かな質の高い教育等の推進、健康寿命のばしマッスルプロジェクトといった市民の健康づくり活動の推進、防犯カメラの整備など安全で安心なまちづくりの推進による定住意向の向上につながる事業を展開している。

その結果、現在の人口は計画に設定した目標人口を上回り、生産年齢人口も増加している。

今後、移住者に対する補助や支援といった直接的な手法ではなく、市民の方にはずっと住み続けたい、市外の方からは住んでみたいと思われるような、誰もが住みよいまちづくりを推進し、選ばれる志木市を目指していく。



岡島 貴弘
志士の会

いわゆる「ゴミ屋敷」の 防止・解消及び支援や措 置などについて

◎岡島貴弘議員

いわゆるゴミ屋敷の問題は、全国的にも大きな社会問題となっている。

現状、本市においてゴミ屋敷もしくはそれに近い状態で相談等を受けているケースなどはあるのか。

また、改善がなされない場合は最終的には行政代執行になると思うが、既存の法令を適用し、ゴミ屋敷対策として本市でも実行ができるものか。全国の各自治体によつては条例を定めて対処をしているが、本市においてゴミ屋敷問題が発生した場合、状況の改善に向けての対応が現状可能なのか。

防止策については、様々なケースを想定して部署を横断したフローの作成や、体制を構築しておくことが必要と考える。その上で、発生してしまつた場合には、本人や近隣住民をケアしていくことが何よりの防止策と思うが、再発防止の考え方について伺う。

◎市民生活部長

いわゆるゴミ屋敷とは、一般的に住居内に大量の物品が堆積または放置されることに起因し、害虫等の発生による生活環境の悪化、悪臭や火災の発生等が危惧される、不良な状態にある物件といわれている。

現時点で、本市におけるゴミ屋敷に関する苦情や相談等はないが、ゴミ屋敷に関する苦情、相談が発生した場合は、環境推進課が窓口となり関係課と連携し、直接訪問して状況を改善するよう、環境美化への協力をお願いする。

行政代執行は、市民の私権の制限にもつながるため、法令で認められた場合のみに限られている。ゴミ屋敷を規制する法律は存在しておらず、ゴミ屋敷に関する条例の制定については、財産権や人権問題も考慮し、先進市や近隣市の状況や、その効果等を見極めた上で、適切に判断していく。

予防策としては、民生委員・児童委員などの関係機関と連携をすることで、いち早く情報を把握し、未然防止を図っていく。

近隣の環境美化を推進すること、近隣住民の精神的ケアにもつながることから、関係課、関係機関と幅広く協力しながら、さらなる良好な住環境の創出に努めていく。

その他の質問項目

●外国人の住民投票参加について



水谷 利美
日本共産党

新庁舎建設工事について

◎水谷利美議員

新庁舎の建設工事のため、令和2年の1月から9月まで旧庁舎の解体工事が進められ、10月から令和4年6月まで新庁舎の建設工事が行われるとのことである。さらに同時期に人工地盤の工事が追加されている。

これまで隣接する富士見市の住民の皆さんから騒音、振動、粉じん、そして地下水への影響や土曜祝日の工事、1日の作業時間が非常に長いというようなご意見が寄せられているが、志木市は住民の皆さんへどのような対応をしてきたのか伺う。

◎市長

新庁舎建設工事に伴う近隣の方々への説明は、令和元年10月に、志木市宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱の規定に基づく工事概要の説明を行った。その後、近隣の方々

に対し、旧庁舎解体工事ははじめ、新庁舎建設工事や人工地盤建設工事と、それぞれの現場着手に先立ち、工事の内容や工事期間に関する説明に伺っている。また、その際に配付した文書では、やむを得ず早出、残業等を行う可能性についてもご案内をしている。

なお、説明に際しては、事業が長期間にわたることや、説明の対象となる戸数を勘案し、より詳しく丁寧にお話ができるよう、全体的な説明会ではなく、個別訪問を行ったところである。

さらに、工事の着手後は、向こう2週間の作業内容を記載した作業予定表を個別に配付しているほか、工程上の必要からやむを得ず日曜日に作業を行う場合についても、事前にお知らせを配付するなど、細かな対応に努めている。

また、工事に起因する騒音や振動等に関する苦情をいただいた際は早急の原因を調査し、可能な範囲で対策を講じるといった対応を図り進めている。

今後についても、近隣住民の方々につきかりと作業工程等をお伝えしつつ、より一層最新の注意を払いながら作業を進めていく。

その他の質問項目

●子ども医療費助成制度について

●一般国道254号バイパスについて

●地球温暖化対策について

●税等の減免について



多田 光宏
志士の会

フードバンクについて

◎多田光宏議員

令和3年10月発行の「広報しき」に掲載されたフードバンクについての特集記事を見て、素晴らしい取組だと思った。しかしながら、最近始まった事業であり、市民の認知等がまだ低いと思われるため取り上げる。

フードバンクとは、企業や家庭からまだ安全に食べられるのに廃棄されてしまうような食品を引き取り、希望者に無償で提供することである。まだ食べられる食品を廃棄してしまう、いわゆるフードロスの削減と生活困窮者への生活支援が同時にできる一石二鳥の効果がある素晴らしいものであると考える。

本市では、どのようにフードバンクで提供する食品を入手し、どこで提供しているのか、希望者に対してどのような手続きで提供しているかなど、事業の概要について伺う。

◎福祉部長

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮に係る相談が増加している中、本市では日々の食事にも支障を来している方々を対象として、フードバンク事業を展開している。

食品を必要とする方に提供しているフードバンク事業は、現在市役所の基幹福祉相談センター、社会福祉協議会やNPO法人志木のまいにちこども食堂の3か所で配布を行っている。

また、食品の収集を行うフードドライブ事業は、市内のスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどから、店舗で一定期間を過ぎた食品や、寄贈ボックスで回収された食品などを提供いただいている。

現時点で、食品等の寄贈にご協力をお願いしている事業者は、コープみらい幸町店、カスミフードスクエア志木店、市内ファミリーマートの3店舗のほか、第一生命保険株式会社からもご協力をいただいている。

今後、地域が一体となって助け合い、支え合う共生社会の実現に向け、フードバンク事業の拡充に努めていく。

その他の質問項目

●新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について

●児童・生徒の体育座りについて



河野 芳徳
しきの会

部活動の遠征補助について

◎河野芳徳議員

部活動において、県大会、関東大会、全国大会に出場する者に対し、旅費等の補助が支給されており、ありがたく感じている。

大会で優勝することや、賞を取ることは生徒や家族にとって非常にうれしいことであり、志木市にとっても文武両道につながり、誇らしく、希望の光である。

しかし、生徒を支える家族には同時に遠征費用が家計の負担につながる場合もある。大会に参加した生徒や保護者からは、つかみ取った上位大会の進出も複雑な心境であるという話もお聞きしている。

そこで、生徒が家庭の経済的な負担を考えるとなく、子どもたちがのびのびと部活動に取り組める環境をさらに充実していただきたく考えるが、ご所見を伺う。

◎教育政策部長

部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、好ましい人間関係の構築、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなどを生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい、かけがえない機会と認識している。

部活動はスポーツや芸術、科学など自身の興味、関心に合わせて選択し、同じ目標を持つ生徒が参加する自主的、自発的な活動であることから、保護者への一定の負担をお願いしている。現在、部活動の大会参加費等の補助は、県大会以上を対象に行っている。

これまでも貴重な学びの場となる上位大会への参加について、参加費等の補助を行ってきた。全国大会及び関東大会の補助については、平成28年度に定めた「志木市立中学校全国関東大会出場者派遣費補助金交付要綱」に基づき、選手の参加費、交通費、宿泊費などの支援を行い、また、県大会の参加についても、市として一定の支援を行ってきたが、今後改めて要綱を定め、様々な部活動の分野において力を発揮する中学生を応援していく。

その他の質問項目

●いろは親水公園の今後について

●学校の児童・生徒数について

●外国籍の児童・生徒・保護者等の学校での対応について